

# 旅客船等の安全対策等に関する行政評価・監視結果（要旨）

## 第1 調査の実施時期・対象機関等

- 1 実施時期 平成15年8月～平成15年11月
- 2 評価監視対象機関 沖縄総合事務局
- 3 調査対象事業者 一般旅客定期航路事業等の18事業者
- 4 結果通知年月日 平成15年12月8日

## 第2 行政評価・監視の目的

沖縄県において沖縄本島等とその周辺離島間を結ぶ旅客船等（フェリーを含む。以下同じ。）は、離島住民や観光客の足として、また生活必需物資の輸送手段として重要な役割を果たしている。このため、より一層の安全確保及び利便向上が求められている。

この行政評価・監視は、旅客船等の利用者の安全確保及びサービスの向上を図る観点から、旅客船等の安全対策等の実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施した。

## 第3 調査結果

### 1 安全対策の実施状況

運航管理

ア 運航管理体制

制度の概要

旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により船舶運航事業を営む事業者は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第10条の2に基づき運航管理組織、運航基準、作業基準、事故処理基準等から構成された運航管理規程を作成し、沖縄総合事務局長に届け出ることとされている。

用語の意味

運航管理者 船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者

運航管理規程 事業者が使用する旅客船等の運航業務（付随する業務を含む）を適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、輸送の安全を確保するために制定

主な調査結果

- ・ 事業者は海上運送法第10条の2第4項に基づき、船舶の運航の管理に関する責任者（以下「運航管理者」という。）を選任し、又は解任したときは国土交通大臣にその旨を届け出なければならないとされている。しかし、運航管理者を解任し、新たに選任しているにもかかわらず、解任及び選任の届出を行っていないもの（1事業者）。
- ・ 平成14年10月に運航管理者を解任した後、新たな運航管理者を選任する平成15年8月までの約10か月間運航管理者を置いていない。その間、25回船舶を運航し、154人の旅客を運送したもの（1事業者）。
- ・ 運航管理規程で運航管理補助者を2名配置することとしているが、1名しか配置していないもの（1事業者）。

## 【所見の要旨】

- 1 運航管理者の解任及び選任の届出を励行すること。
- 2 船舶の運航業務を適正かつ円滑に実施できるように所定の運行管理補助者を配置すること。

### イ 作業基準等

#### 制度の概要

一般旅客定期航路事業者等は、海上運送法施行規則第7条の2に基づき、輸送に伴う作業の安全性を確保するために、運航管理規程において「旅客の乗下船又は航走する自動車の積み込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項」、「旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項」等を定めることとされ、また事業者は、自ら作成した運航管理規程及び作業基準を遵守することとされている。

運航管理者及び船長は、運航管理規程に基づき、陸上及び船内において旅客等が遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならないこととされ、作業基準の中で、周知内容及び掲示等の周知方法を定めている。

なお、旅客等が遵守すべき事項として、例えば、旅客は乗下船時、係員の誘導に従うこと、車両区域は航行中立ち入りが禁止されていること、船内においては他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかけるような行為をしないこと等がある。

#### 用語の意味

作業基準 運航管理規程に基づき、各事業者の航路における一般旅客定期航路事業等の作業に関する基準を明確にし、運送に関する作業の安全性を確保するために制定

#### 主な調査結果

- ・ 乗船待ちの旅客に対する船内での遵守事項を掲示していないもの（8事業者）
- ・ 船舶への積み付けが完了した車両の運転手が車内にとどまっている。また、車止めを完全に施していないもの（1事業者）

## 【所見の要旨】

- 1 旅客等が遵守すべき事項は、運航管理規程および作業基準に沿って適切に周知させること。
- 2 旅客の乗下船作業や離岸準備作業などに当たっては、運航管理規程及び作業基準に沿って適切に実施すること。

### ウ 運航管理規程の不備等

#### 制度の概要

運航管理規程は、一般旅客航路事業者等が輸送の安全性を確保するため遵守すべき事項を定めた安全対策の基本となるものである。

#### 主な調査結果

- ・ 運航管理規程は、船舶、事務所その他必要と認められる場所に備え付けることとしているが、船舶内に運航管理規程を備え付けていないもの（2事業者）
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の30により、小型船舶操縦者は飲酒等の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で小型船舶を操縦してはならないと定めている。

しかし、当該規定を運航管理規程に盛り込んでいないもの（3事業者）。

#### 【所見の要旨】

運航管理規程、作業基準等の安全対策上必要な規程を策定し、策定した事項を遵守すること。

#### エ 運航の中止

##### 制度の概要

運航管理規程では、「船長は、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。」こととされており、その発航及び運航の中止が求められる気象・海象条件は、運航基準において航路ごとに風速、波高及び視程が具体的に定められている。

##### 用語の意味

運航基準 発航の中止や基準航行の中止など、運航の基本となる事項を定めた規則

平水区域 陸岸に囲まれているなどにより、年間を通じて比較的静穏であるとして、国により指定された海域

##### 主な調査結果

- ・ 船長の判断で運航中止基準を違反して運航したもの（1事業者）
- ・ 平水区域のため、海が穏やかだとし、運航中止基準以上の風速でも運航できると判断して運航中止基準を違反して運航したもの（1事業者）
- ・ 新聞情報のみで把握した風速等の数値より実際の海上現況が良いため船長が運航可能と判断し、運航中止基準を違反して運航したもの（2事業者）

#### 【所見の要旨】

- 1 運航中止基準の遵守を徹底すること。
- 2 船舶の性能や運航区域によっては限定的に運航中止基準の変更を船長と協議すること。
- 3 運航区域の気象・海象情報を多角的に収集し、船長による運航中止の判断を的確にすること。

#### 旅客定員

##### 制度の概要

船舶所有者又は船長は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第18条により、船舶の旅客定員を超えて旅客を乗船させてはならないとされている。

##### 主な調査結果

- ・ 一般旅客定期航路事業を営んでいる事業者Bについて平成14年4月から平成15年9月までの旅客の乗船状況をみると、12便が旅客定員を10人以上超えて旅客を乗船させている。  
この中には、祭事や盆等の理由により定員を80人も超えて乗船させている便もある。
- ・ 旅客不定期航路事業を営んでいる事業者Rについて平成14年4月から平成15年9月までの旅客の乗船状況をみると、1便が旅客定員を10人以上超えて旅客を乗船させている。

#### 【所見の要旨】

船舶安全法で定められた旅客定員を厳守すること

## 救命設備等の整備

### 制度の概要

総トン数 20 トン以上の船舶（以下「一般船舶」という。）は、船舶救命設備規則（昭和 40 年運輸省令第 36 号）及び船舶消防設備規則（昭和 40 年運輸省令第 37 号）により、救命設備及び消防設備（以下「救命設備等」という。）を整備することとされている。また、総トン数 20 トン未満の船舶（以下「小型船舶」という。）は、小型船舶安全規則（昭和 49 年運輸省令第 36 号）により救命設備等を整備することとされている。

救命設備等は、旅客の安全を確保するため重要な設備であることから、沖縄総合事務局は所管する旅客航路事業者に対し、各事業者の運航管理規程に船長が毎日点検をすることと定め、実施するよう指導している。

### 主な調査結果

- ・ 救命胴衣等が不足しているもの（3 事業者。3 隻）
- ・ 救命胴衣の着用方法の説明書がないもの、救命胴衣格納庫の戸が開きづらいもの、救命胴衣のファスナー部分が腐食して使用できない（5 事業者、5 隻）
- ・ 消火器及び消火器を設置している場所の立掛用フックの両方に腐食が認められ両者が接着しているもの、消火器が配置図どおりに備え付けられていない（2 事業者、2 隻）  
（写真 1、2 参照）

### 【所見の要旨】

使用する船舶の救命設備等の点検を毎日的確に行い、不備を発見した場合は改善してから運航すること。

## 2 利便対策の実施状況

### 制度の概要

一般旅客定期航路事業者等は、海上運送法第 10 条及び同法施行規則第 7 条の規定により、運賃及び料金並びに運送約款を記載した書面を少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ、当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行うものとされている。

また、利用者サービスの向上を図る観点から、沖縄総合事務局は、安全確認検査要領に基づき運航開始前の安全確認検査や業務監査で事業者に対し、利用者からの苦情処理に当たっては担当者を明確に定め、苦情処理簿を設置し、苦情処理の記録を行うよう指導している。

### 主な調査結果

- ・ 営業所及び発着所に運賃表等を掲示していない（3 事業者・5 か所）。また、身体障害者・知的障害者に対する割引運賃表等を掲示していない（2 事業者・3 か所）
- ・ 運送約款を掲示又は備え付けしていない（6 事業者・7 か所・2 隻）
- ・ 苦情処理簿を設置していない（13 事業者）

### 【所見の概要】

営業所等における運賃等の掲示及び備え付けを徹底し、また苦情処理簿の内容を明確に示す等して、苦情処理簿を設置させ、サービス向上を図るため苦情処理の記録を行うこと。

### 3 関係行政機関の指導状況

#### (1) 監査の効果的実施

##### 制度の概要

沖縄総合事務局は、海上運送法第 25 条に基づき、同法の施行を確保するため必要があると認めるときは、人の運送をする航路事業者の船舶、事業場等に立入検査（以下、「監査」という。）をすることができることとされている。また、監査の結果等により、輸送の安全に支障が認められる場合、同局は、海上運送法第 19 条第 2 項等に基づく輸送の安全確保命令ができることとされている。

##### 主な調査結果

- ・ 監査を受け、指示又は指導（以下、「指摘」という。）を受けた事業者のうち今回当事務所がその改善状況を調査した 11 事業者についてみると、指摘した 41 事項のうちの約 66 パーセントに当たる 27 事項は既に改善されていたものの、未改善の事項が 6 事業者で 14 事項（34 パーセント）みられた。

##### 【所見の概要】

監査で指摘する際には、監査対象事業者と十分に意見交換を行うなどして、指摘内容を的確に理解させるように努めること。また、指摘事項は原則として文書で行い、例えば 1 か月程度の期限を区切って報告を求めるなどして、改善をさせること。

#### (2) 運航実績の的確な把握

##### 制度の概要

旅客不定期航路事業を営もうとする者は、海上運送法第 21 条に基づき、沖縄総合事務局の許可を受けることとされており、また、旅客定員 13 人未満の船舶を使用して、人の運送をする不定期航路事業を営もうとする者は、同法第 20 条第 2 項に基づき、事業の開始 30 日前までに同局に届け出ることとされている。

##### 主な調査結果

- ・ 当事務所が同局の事業許可の対象となる旅客不定期航路事業若しくは届出の対象となる人の運送をする不定期航路事業（以下「遊覧船事業者等」という。）を実施しているとみられる事業者について、NTT タウンページやインターネットなどにより自ら作成した広告を掲載している遊覧船事業者等と沖縄総合事務局の遊覧船事業者等の名簿を照合したところ、無許可、無届のものが 4 事業者みられた。

##### 【所見の概要】

無許可、無届出とみられる事業者については、早急の実態調査を行い、許可申請等を提出させるよう指導すること。また、上記のほか同様の事業を実施している者がいることも予想されるため、遊覧船事業を実施する際は沖縄総合事務局の許可等が必要であることを周知すること。

#### (3) 補助事業者の経営効率化

##### 制度の概要

政府は、離島航路整備法（昭和 27 年法律第 226 号）及び離島航路補助要綱（昭和 41 年海定第 51 号）に基づき、離島航路が国道又は都道府県道に相当する交通機能を有し、その発生した欠損が明

らかにやむを得ないことなどと認められる場合等の一定の基準を満たした離島航路事業者を指定し、指定した離島航路事業者に対し事業の結果、発生した欠損額の補助を行うこととされている。

平成 14 年度の沖縄県についてみると、8 事業者（8 離島航路）がこの国庫補助の対象となり、合計で約 2 億 5,200 万円の国庫補助金を受給している。

これらの補助事業者に対して、沖縄総合事務局は、離島航路整備法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 71 号）第 7 条に基づき、運航計画の認可を行うほか、サービス改善指示や立入検査を行い、経営効率化等についても指導を行っている。

#### 主な調査結果

- ・ 最近 5 年間で収益が減少傾向にあることなど、経営は極めて厳しい状況にある（7 事業者）。
- ・ 利用率でみると、平成 13 年度では、7 事業者のうち沖縄県の定期航路事業者の平均値（23.7 パーセント）を満たしている事業者は皆無であり、3 事業者にいたってはその半分（11.8 パーセント）にも満たない。さらに片道 1 回当たりの平均利用者が 5 人未満である事業者も 2 事業者あるなど、利用者増加などの利用率の向上対策が必要である。

しかし、現在の各離島地区の人口等を考慮すると、当該離島の住民の利用増加のみによる利用率向上は困難である。

#### 用語の意味

運航計画 どのような船舶を何回運航させるなどを定めた航路事業者の基本的な計画

#### 【所見の概要】

離島航路事業者において、積極的に広報を行う等により、観光客等の利用の働きかけを行うなどの対策を講じ、収益向上策に取り組むこと。

乗船実績等を踏まえて、現在の運航回数、旅客定員の増減を検討すること。